

青森県教育委員会第734回定例会会議録

期 日 平成22年3月27日（土）

場 所 教育庁教育委員会室

議事目録

報告第1号	議案に対する意見について
報告第2号	行政文書一部開示決定処分に対する異議申立てに係る決定について
議案第1号	青森県教育委員会教育長の任命について…………… 原案決定
議案第2号	青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案…………… 原案決定
議案第3号	青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則案…………… 原案決定
議案第4号	青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則の一部を改正する規則案…………… 原案決定
議案第5号	青森県子ども読書活動推進計画（第二次）について… 原案決定
議案第6号	青森県スポーツ振興計画の策定について…………… 原案決定
その他	職員の懲戒処分の状況について
その他	第66回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会の開催について

平成22年3月27日（土）

- ・開会 午後3時00分
- ・閉会 午後3時45分
- ・出席者の氏名
鈴木秀和、福島哲男、島康子、高橋幸江、清野暢邦、田村充治（教育長）
- ・説明のために出席した者の職
細越理事、橋本理事、山谷参事、小林参事、金子参事、職員福利・教職員・生涯学習・スポーツ健康・文化財保護各課長
- ・会議録署名委員
島委員、高橋委員
- ・書記
相坂讓、坂本雄大

会 議

議事

報告第1号 議案に対する意見について

(事務局説明 山谷参事・教育政策課長)

先の県議会第261回定例会に追加提出された、「平成21年度青森県一般会計補正予算(第6号)案(教育委員会所管分)」及び「工事の請負契約の一部変更の件」について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして、処理したので、報告するとともに、同意した議案の内容について説明する。

初めに、「平成21年度青森県一般会計補正予算(第6号)案(教育委員会所管分)」についてであるが、今回の補正予算の歳出予算額は、19億9,259万8千円の減額となっている。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,478億1,871万7千円となり、一般会計予算総額の19.5パーセントを占めることとなる。

以下、計上した歳出予算の主なものについて説明する。

まず、職員の給与関係費、人件費分についてであるが、これについて年間過不足額の精査を行い、10億6,813万円を減額している。

また、人件費以外については、教育行政費において、高校奨学金貸付金補助事業に要する経費の精査により、1億7,440万8千円を減額したほか、校舎建築等経費の学校建設費の精査により、1億7,388万1千円を減額するなど、トータルで9億2,446万8千円を減額している。

以上が、今回の補正予算の概要である。

次に、「工事の請負契約の一部変更の件」についてである。議会へ提出した議案の「提案理由」にあるとおり、青森県立青森工業高等学校の校舎、実習棟であるが、これの新築工事について、物価の変動による請負代金を14億2,380万円から14億1,715万3千5百円に減額変更をするためのものである。

(鈴木委員長)

何か意見、質問はあるか。

なければ、報告第1号については了解した。

報告第 2 号 行政文書一部開示決定処分に対する異議申立てに係る決定について
(非公開の会議につき記録別途)

議案第 1 号 青森県教育委員会教育長の任命について
(非公開の会議につき記録別途)

議案第 2 号 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則
案

(事務局説明 白石職員福利課長)

この度の改正は、三内丸山遺跡の保存活用に係る拠点施設となる「縄文時遊館」の管理を文化財保護課の所掌事務とすることを定めるものである。

三内丸山遺跡を始めとした縄文遺跡群については、現在、世界文化遺産登録に向けて、その価値や魅力を広く情報発信しているところである。

こうした中、現在の仮設展示室は老朽化が著しいこと、また三内丸山遺跡の魅力や見学者の利便性の向上を一層図る必要があることなどから、県では現在の展示室から「縄文時遊館」に展示や解説、調査、保存活用などの機能を移すこととして施設の一部改修を行っている。

機能を集約した「縄文時遊館」については、出土品の管理や展示・解説などの専門的な業務を行うなどの理由により、教育委員会が管理するものとし、この所管課を文化財保護課とするものである。

なお、「縄文時遊館」という名称については、通称であって明確に定義されたものではないため、この度の改正においては、「三内丸山遺跡の保存活用等に係る拠点施設」として規定している。

なお、この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行するものである。

(鈴木委員長)

何か意見、質問はあるか。

なければ、議案第 2 号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第2号は原案どおり決定する。

議案第3号 青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則案

(事務局説明 白石職員福利課長)

県立高等学校の授業料及び受講料については、平成22年度から原則として不徴収となるが、知事が定める「特別な事由」がある場合には、授業料等を徴収することとなる。

この「特別な事由」を定めることについては、知事から教育委員会に委任されることとなるが、現状のままであれば、さらに教育長に委任された事務となることから、この度の改正で、授業料を含む使用料及び手数料の徴収及び減免に関することを定める事務については、教育委員会に諮る事務として規定するものである。

この規則は、平成22年4月1日から施行するものである。

(鈴木委員長)

何か意見、質問はあるか。

なければ、議案第3号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第3号は原案どおり決定する。

議案第4号 青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則の一部を改正する規則案

(事務局説明 金子参事・学校施設課長)

このたびの改正は、文部科学省の「高等学校通信教育規程」の一部改正に伴い、「青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則」で引用している規定に条項移動があったこと、それから、県立木造高等学校稲垣分校の廃止に伴い、所要の整理を行うものである。

なお、この規則は、平成22年4月1日から施行するものである。

(鈴木委員長)

何か意見、質問はあるか。

なければ、議案第4号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第4号は原案どおり決定する。

議案第5号 青森県子ども読書活動推進計画（第二次）について

(事務局説明 川村生涯学習課長)

本県の子どもの読書活動の推進については、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成16年3月に「青森県子ども読書活動推進計画」を策定し、施策を推進してきたところである。

この計画の期間は、概ね5年間としていたことから、平成20年3月の国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の改定、及び子どもの読書活動をめぐる情勢の変化や本県の現状等を踏まえ、第二次の計画を策定するものである。

策定に当たっては、市町村立図書館関係者、学校図書館関係者、幼稚園・保育所関係者、PTA関係者などで組織する「青森県子ども読書活動推進協議会」を設置し、それぞれの立場からの意見や提言があった。

また、平成22年1月22日から2月22日まで、パブリックコメントを実施した。一人の方から図書館のレファレンス機能の強化に関する意見が寄せられたが、すでに記述済みのため、計画案の変更はない。

この間、各教育委員には、計画の内容等について説明し、意見を聴取したところである。

本日、ここに、「青森県子ども読書活動推進計画（第二次）」を取りまとめたので、審議の参考とするため、その内容を説明する。

まず、「1 計画の期間」については、平成22年度から平成26年度までの5年間とした。これは、国の基本計画を踏まえたものである。

次に、「2 現状と課題」については、県のこれまでの取組、県内の状況等を踏まえ、本県の課題を「① 公立図書館の機能強化と図書館未設置の解消」、「②

学校図書館の充実と公立図書館による支援」、「③ 読み聞かせボランティアの育成と支援」、「④ 乳幼児期からの家庭での読み聞かせの浸透」に整理した。

「3 基本方針」については、「① 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進」、「② 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実」、「③ 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発」を掲げた。

この基本方針に基づいて、「4 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進」と「5 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発」に取り組むこととしている。

主な取組内容は、資料に記載しているとおりである。

「6 計画の評価」については、計画内容の進捗状況を把握するために、評価の指針を設け、数値目標を設定した。

(島委員)

今回の第二次の計画は、第一次の計画を踏まえてということであるが、第一次の計画期間であった5年間の成果はどのようなものがあるのか。

(川村生涯学習課長)

まず、普及啓発に関しては、読書活動推進県民大会の開催、或いは小冊子を幼稚園や保育所に配布するなどにより、県民の間で読書活動の大切さに対する認識が深まった。これらは、参加者も多く、幼稚園等の保護者の関心も高まっている。

2つ目としては、市町村において活動する読み聞かせボランティアがおり、この人たちは市町村等と連携して活動するわけであるが、市町村を越えてネットワークが形成されるとともに、地域に根差した活動も展開されるようになった。

3つ目として、本県では、市町村における読書活動推進計画の策定が促進されており、策定率は全国平均を上回っている。このことも第一次計画の成果であると考えている。

(鈴木委員長)

他に意見、質問はあるか。

なければ、私からひとつ。よく小学校や中学校で図書費が不足しているという話を聞くが、予算がないのであれば、寄付を募るとか、余っているものを受け付けるという活動があってもよいのではないかと思うが、どうか。

(川村生涯学習課長)

確かに本県の学校の蔵書の充足率が芳しくないのは事実である。市町村教育委員

会教育長の会議等では、図書室蔵書の充実をお願いしているところであるが、市町村教育委員会での予算が少ない中、教職員や保護者、地域住民などからの寄付等連携してやっている校長などもいると聞いている。

限られた予算の中であつても蔵書を増やす取り組みがあるということ由市町村教育委員会や学校に対して周知していきたいと考えている。

(鈴木委員長)

他に意見、質問はあるか。

なければ、議案第5号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第5号は原案どおり決定する。

議案第6号 青森県スポーツ振興計画の策定について

(事務局説明 松田スポーツ健康課長)

本県のスポーツ振興計画については、現行の計画が平成21年度末で終了することから、スポーツ振興法の規定に基づき、平成22年度からの新たな計画である、「青森県スポーツ振興計画」を策定するものである。

本計画の策定にあたっては、平成20年8月、青森県教育委員会が青森県スポーツ振興審議会に対し、今後の本県における中・長期的な見通しに立ったスポーツ振興計画について諮問し、平成21年12月、同審議会から答申をいただいたところである。

この答申をもとに、担当課において計画案をまとめた後、パブリックコメントを実施し、このたび、改めて内容を整理した。

この間、各教育委員には、答申の概要やパブリックコメントの実施状況等、その都度、説明をし、意見を聴取したところである。

本日、ここに、「青森県スポーツ振興計画」を取りまとめたので、その内容について説明する。

まず、「1 計画の位置付け」については、県や市町村、関係団体等が連携し、本県のスポーツ振興を継続的・計画的に推進することにより、県民の生涯にわたるスポーツライフの実現を目指すものであり、また、市町村や関係団体等に対し、今

後の参考となる方策を示すものとした。

次に、「2 計画の期間」については、平成22年度を初年度とし、平成27年度までの6年間とした。

これは、「青森県基本計画未来への挑戦」の計画期間等を見据えたものである。

「3 計画の目標」については、県民が生涯にわたり気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりや、全国大会などで活躍できる選手の育成による本県の競技力の総合的な向上を進め、県民の豊かなスポーツライフの実現を目指すこととした。

「4 重点項目」については、本県におけるスポーツ活動の現状と課題を踏まえ、今後、重点的に推進していく3項目を設定している。

1つめは、「子どものスポーツ活動の推進」である。

現状・課題として、子どもの体力の低下傾向や、体を動かす機会の減少等があり、今後、家庭、学校、地域が連携し、子どもが積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲を培っていく必要があることから、「子どものスポーツ環境の充実」と、「外遊びやスポーツ活動の奨励」を重点方策とした。

2つめは、「地域スポーツの推進」である。

現状・課題として、成人のスポーツ実施率が低い状況にあり、今後、スポーツに対する県民の意識をさらに高めていくとともに、行政や関係団体だけでなく、住民自らも身近なスポーツ環境の整備に主体的に取り組む必要があることから、「総合型地域スポーツクラブの育成」、「地域のスポーツ活動を支える人材の育成」を重点方策とした。

3つめは、「ジュニア競技者の育成・強化」である。

現状・課題として、本県の競技力を維持・向上させるためには、引き続き、幅広い底辺拡大策とジュニア選手に焦点を当てた強化策を推進する必要があることから、「育成強化システムの構築」を重点方策とした。

以上3つの重点項目については、県と市町村・関係団体等の役割分担のもとに、それぞれ具体的な取組を展開していくこととしており、資料では、「重点的推進項目」として、表に整理し記載している。

以上が、本計画の概要であるが、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととしている。

(鈴木委員長)

何か意見、質問はあるか。

なければ、議案第6号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第6号は原案どおり決定する。

そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

(鈴木委員長)

2月に行った職員の懲戒処分については、資料のとおりであるが、何か質問、意見はあるか。

飲酒運転はなくなったようであるが、スピード違反などは依然として発生しているようなので、引き続き注意していただきたい。

なければ、今回の懲戒処分の状況については了解した。

そ の 他 第66回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会の開催について

(事務局説明 松田スポーツ健康課長)

平成23年の第66回国民体育大会冬季大会スケート競技会並びにアイスホッケー競技会の本県開催について、報告する。

これまでの経緯についてであるが、2月3日に日本体育協会、文部科学省、日本スケート連盟及び日本アイスホッケー連盟が、三村知事に本県開催を要請した後、2月8日には、八戸市長及び八戸市選出の青森県議会議員等から本県開催について検討するよう要望が行われた。その後、2月18日に日本体育協会及び文部科学省が「開催要請書」を持参し、再度開催要請を行った。

県では、三沢市、南部町及び関係団体の意見を聞き、開催可能であるとの回答を得たことから、2月22日、知事が開催受け入れを表明し、同日、日本体育協会及び文部科学省に「開催受諾書」を提出した。

そして、3月10日に開催された日本体育協会理事会において、本県開催が正式に決定されたところである。

本県における開催は、2年ぶり12回目となります。2年前と同様、八戸市、三沢市、南部町を会場に、スピードスケート、フィギュア、ショートトラック、アイスホッケーの各競技を実施する予定となっている。

開催時期については、平成23年の1月下旬から2月上旬までの5日間を見込ん

でいる。

これまでの開催状況から、5日間の開催期間中、各都道府県代表の監督及び選手約2,000名、大会役員及び視察員等約500名のほか、多くの方々が本県を訪れることが見込まれる。

本大会は、今年12月の東北新幹線全線開業後に開催される、初の全国的なスポーツイベントであるので、大会の成功に向けて、関係市町及び団体と連携し、準備を進める。

(鈴木委員長)

何か意見、質問はあるか。

なければ、ただ今の件については了解した。